

日金協（会）第令 1-117 号
令和 2 年 3 月 27 日

貸金業者各位

日本貸金業協会
会長 今井 三夫

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の運用について

貸金業者の皆さまにおかれましては、災害救助法の適用を受けた自然災害の被災者に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の運用について、従来から適切に対応をいただいていることと存じます。

しかしながら、今般、令和元年台風 19 号による被災地域の弁護士会より「一部の貸金業者において本ガイドラインの運用が適切になされていない事例が発生している」旨の申し出があったことから、改めて本ガイドラインの目的をご理解いただくとともに、営業店（支店）窓口への周知徹底を含めた態勢整備を図り、被災者からの本ガイドラインに係る相談等に適切に対応くださいますようお願い申し上げます。

以上

【参考】

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の目的

本ガイドラインは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた自然災害の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者（主として金融債務に係る債権者）と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン 1. 目的より抜粋）

一般社団法人 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

<http://www.dgl.or.jp/guideline/>

本件に関する照会先 日本貸金業協会 会員業務部 TEL 03-5739-3014
--